

令和8年度学校外サポートプレイス事業支援員募集要項

福井県教育委員会

増え続ける不登校者に対して、学校外での教育支援の充実のために、不登校児童生徒の学校外での居場所を増やし、学習機会や社会性育成の場の提供が必要である。そのため、学校外の居場所となっているフリースクール等に通う不登校児童生徒への効果的な支援方法について効果検証を行うため、当該フリースクール等と連携して支援を行う支援員を下記の要領で募集する。

1 職務内容

支援員は所属するフリースクール等において、フリースクール等の代表者と義務教育課の監督の下、概ね以下の業務を行う。

- (1) 当該フリースクール等に通う児童生徒への学習支援
- (2) 当該フリースクール等に通う児童生徒への教育相談、当該児童生徒保護者との相談・助言
- (3) 当該フリースクール等に通う児童生徒が在籍する学校のケース会議に参加し、活動状況の情報共有、支援計画の共有
- (4) 学校との協力体制づくりのための支援シートやチェックリストの様式の研究
- (5) 実施状況報告書の作成・提出

また、支援員が所属するフリースクールは、以下の業務について義務教育課に協力する。

- (6) 県担当者との効果検証の会議
- (7) 県担当者の視察受入れ
- (8) 教育委員会や学校、他民間団体に向けた実施状況や成果報告・発表

2 募集人員

1名(フリースクール等に所属する職員で、かつ、当該フリースクールにおいても上記職務内容への協力に同意を得ている者)

3 応募資格

支援員について、心身共に健康な者であって、次のいずれにも該当する者を原則とする。

- ① 1種または2種教員免許状を保有している者
- ② 3年以上の学校勤務経験のある者(勤務した校種、正採用・非常勤講師等の勤務形態は問わない)
- ③ 当該フリースクール等において、1年以上の勤務経験のある者

フリースクール等民間施設については、別紙「学校外サポートプレイス事業フリースクールへの支援員配置先民間施設条件」に合致することを原則とする。

4 勤務条件

(1) 職種

会計年度任用職員

(2) 任用期間

令和8年6月1日～令和9年3月31日

(3) 勤務時間

1日当たり:7時間(勤務開始時刻と終了時刻は、所属するフリースクール等の定めるところによる)
休日:週休日(土日祝日)

(4) 報酬

月額 232,680円

期末勤勉手当として、年間に俸給月額 of 2.325 月分を支給
その他、規定により通勤手当を支給

(5) その他

社会保険:加入あり(厚生年金保険、雇用保険、労災保険)

5 応募方法

提出書類を下記担当に直接持参するか、郵送するものとする〔令和8年5月15日（金）の消印有効〕
〈応募先〉

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁義務教育課 学校外サポートプレイス事業担当あて

※封筒の表に「学校外サポートプレイス支援員申込書在中」と朱書きすること。

6 募集期間

令和8年4月15日（水）～令和8年5月15日（金）

7 提出書類

- (1) 別紙様式1「学校外サポートプレイス支援員申込書」（支援員）
- (2) 別紙様式2「フリースクール等での支援・学校との連携における企画提案書」（支援員）
- (3) 別紙様式3「フリースクール等実施状況申告書」（フリースクール等）
- (4) 応募資格に応じた書類
 - 「3 応募資格」
 - 【支援員の提出書類】
 - ①所有する教員免許状の写し
 - ②学校において3年以上の勤務経験を証明する書類
（雇用通知書、公的機関が発行する勤務期間証明書等）
 - ③当該フリースクール等における1年以上の勤務経験を証明する書類
（勤務条件通知書等）※任期途中に申告した資格等が失効した場合、任用を取り消すことがある。
 - 【フリースクール等の民間施設の提出書類】
 - ④法人の資格証明書の写し（ある場合のみ）

8 選考方法と日時

応募に基づき、県教育委員会が面接を行い、総合的に判断して任用者を決定する。面接は令和8年5月22日（金）を予定。日時の詳細については、提出書類を確認後、改めてメールにて通知する。

9 合格者の発表

結果については、本人に直接通知する。（令和8年5月27日（水）頃を予定）

10 選考結果の開示

- (1) 選考結果については、選考の結果発表の日から1カ月間に限り口頭で開示を請求することができる。請求者本人（代理人は認めない。）が、電話等で義務教育課に情報開示の請求をする。その後、指定された日時に義務教育課にて情報の開示を受ける。なお、情報の開示を受ける際には、本人確認のできる書類（運転免許証等）を持参すること。
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付しない。）
- (2) 開示する情報は以下のものとする。
 - ・面接の点数

11 その他

- (1) 受理した提出書類等は、返却しない。出願の際、記載された個人情報とは当該選考に関連する照会・連絡および任用手続き以外の目的には使用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはない。
- (2) 募集および採用に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁義務教育課 生徒支援・人権教育グループ

学校外サポートプレイス事業担当

(TEL) 0776-20-0574 (FAX) 0776-20-0671

(E-Mail) gimu@pref.fukui.lg.jp

学校外サポートプレイス事業フリースクールへの支援員配置先民間施設条件

福井県教育庁義務教育課

1 実施主体について

- ア 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- イ 不登校児童生徒に対する学習支援・教育相談を行うことを主たる目的とし、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものでありかつ、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援をしていること。
- ウ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

2 相談・指導について

- ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- イ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、児童生徒の状況に応じて、施設の相談・指導体制が明確にされていること。また、受入れに当たっては面接などを行い、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談・指導が行われていること。また、国の義務教育制度を前提としたものであること。
- エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- オ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- カ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。

3 施設職員について

- ア 施設職員は、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動等について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。学習支援を行う施設職員は、教員免許を有すること。また、実施者は、施設職員の資質向上に努めること。
- イ 専門的なカウンセリング等を行うにあっては、公認心理師や臨床心理士等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導職員が指導にあたっていること。
- ウ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えた職員が配置されていること。
- エ 指導に必要な職員を複数人有していること。

4 施設・設備について

- ア 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。
- イ 利用施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- ウ 宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

5 学校・教育委員会と施設との関係について

- ア 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために訪問や連携票を活用して情報等を定期的に交換する、学校の支援会議等に積極的に参加するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- イ 学校や教育委員会の求めに応じて、随時、視察の受け入れが可能であること。

6 家庭との関係について

- ア 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- イ 宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

7 その他

- ア 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- イ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。
- ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。